

定住自立圏の形成に関する協定書における取組内容等の追加

背景

在宅医療・介護連携については、その保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていない。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められる。

概要

協定書の「別表第1（第3条関係）生活機能の強化に係る政策分野 医療・福祉 施策 医療体制の確保」に以下を追加する。

（以下、協定書への記載内容案）

取組内容

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護資源を把握するとともに、課題の抽出と対応策の検討などを行う。

中心市（甲）の役割

在宅医療・介護連携センター（仮称）を設置するとともに、乙と連携し、在宅医療・介護連携推進のために必要な取組を行う。

連携市町（乙）の役割

甲と連携し、事業の実施に必要な経費を負担する。

協定書の変更に向けての流れ

- ・本取組を協定内容に追加するかどうかについて、各連携市町は中心市との調整によって1月中旬までに判断する。
- ・協定書に記載する具体的内容については、中心市と連携市町の調整によって定める。
- ・関係市町議会における議決を経て、3月末までに協定書の変更締結を行う。
- ・伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに記載する事業費及び実施スケジュール等を中心市と連携市町によって調整し、6月までに平成29年度伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンに反映させる。